

太田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定実施要綱

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に基づく自立支援医療費の支給認定手続等については、法令並びに通知及び太田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年太田市規則第50号。以下「細則」という。）によるほか、本要綱により行い、もって支給認定の適正な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 指定自立支援医療の提供を受ける者を「受診者」という。
- (2) 自立支援医療費の支給を受ける者を「受給者」という。
- (3) 自立支援医療費の支給認定の申請を行おうとする者又は行った者を「申請者」という。
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。
- (5) 申請者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第29条第1項に規定する支給認定基準世帯員で構成する世帯（自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯）を「世帯」という。

（育成医療の対象）

第3条 自立支援医療費（育成医療）（以下「育成医療」という。）の対象となる児童は、親権者又は未成年後見人が太田市に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、当該障がい又は疾患にかかる治療を行わないときは、将来において同表に掲げる障害と同程度の障がいを残すと認められる児童であつて、確実な治療の効果が期待できるものとする。

2 育成医療の対象となる障がいは、次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の17で定めるものとする。

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの

- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（前号に掲げるものを除く。）
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

3 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態となるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのもものは除く。ただし、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象とする。

4 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。

- (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料（治療用装具を含む。）の支給
 - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
 - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）
- （更生医療の対象）

第4条 自立支援医療費（更生医療）（以下「更生医療」という。）の対象となる者は、身障法第4条に規定する身体上の障がいをもつと認められる者であつて、確実な治療の効果が期待できるものとする。

2 更生医療の対象となる障がいは、次のとおり施行規則第6条の18で定めるものとする。

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

3 内臓の機能の障害によるものについては、手術により障がいが補われ、又は障がいの程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのは除く。ただし、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象とする。

4 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は、次のとおりとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料（治療用装具を含む。）の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

（支給認定）

第5条 細則第20条に規定する支給認定の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 育成医療を申請する場合については、指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療（育成医療）意見書（様式第1号）
- (2) 更生医療を申請する場合については、指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師の作成する意見書及び自立支援医療概算額内訳書
- (3) 受診者及び受診者と同一の医療保険に加入する者の名前が記載されている被保険者証など医療保険の加入関係を示すもの
- (4) 受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料
- (5) 更生医療を申請する場合については、身体障害者手帳
- (6) 腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受領証の写し

2 市長は、育成医療の支給認定の申請があったときは、受診者について育成医療の要否等に関して、育成医療の対象となる障がいの種類、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び育成医療によって除去軽減される障がいの程度について、具体的に認定を行う。なお、申請内容が育成医療の給付に必要な術式の検討や全身状態の確認を主な目的とする検査入院のみである場合は、支給認定を行わない。

3 市長は、更生医療の支給認定の申請があったときは、身体障害者更生相談所に対して

判定依頼書（様式第2号）に第1項第2号の書類を添えて、更生医療の要否等についての判定を依頼し、その判定結果に基づき支給の可否を決定する。

- 4 育成医療及び更生医療の具体的方針は、受給者証に詳細に記入するものとする。
- 5 育成医療及び更生医療の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に限るものとする。
- 6 受診者が、育成医療の支給認定の有効期間内に満18歳になった場合であっても、当初の支給認定の有効期間中は育成医療の支給認定の取消しは行わないものとする。なお、当初の支給認定の有効期間を超えて再度の育成医療の支給認定を行うことはできないものとする。
- 7 育成医療の支給認定の有効期間は、原則3か月以内とする。なお、腎臓機能障害における人工透析療法、免疫機能障害における抗HIV療法及び音声・言語・そしゃく機能障害における矯正治療等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とする。
- 8 市長は、負担上限月額が設定された者について、自己負担上限額管理票（様式第3号。以下「管理票」という。）を交付するものとする。

（支給内容）

第6条 育成医療及び更生医療の支給は、自立支援医療受給者証及び管理票を医療機関に提示して受けた育成医療及び更生医療に係る費用について、市が当該医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。

- 2 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療用装具のみを支給する。なお、この場合においては現物給付をすることができるものとする。
- 3 看護料については、受診者に対する療養上の世話又は診察の補助をなす場合に支給する。
- 4 移送費については、医療保険により給付を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最少限度の経費とする。なお、家族が行った移送等の経費は認めない。

（治療用装具費等の支給）

第7条 治療用装具費、看護料及び移送費（以下「治療用装具費等」という。）について細則第21条に規定する支給認定を受けた者は、自立支援医療費（育成医療・更生医療）治療用装具費等支給申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、治療用装具費等の支給を市長に申請することができる。

- (1) 担当医師により作成された内容証明書（様式第5号）

- (2) 治療用装具費の支給を申請する場合には、保険者から交付された療養費支給決定通知書等の写し
- (3) 治療用装具費等の代金支払月の管理票の写し
- (4) 治療用装具費等の支払に係る領収証等の原本
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは支給の可否を決定し、申請者に対し自立支援医療費（育成医療・更生医療）治療用装具費等支給可否決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長が給付する治療用装具費の額は、費用総額から受給者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）及び医療保険各法が負担した額を減じた額とする。なお、自己負担額は、治療用装具代金の一割又は治療用装具代金の支払月の自立支援医療費に係る自己負担上限月額と自己負担済みの額との差額のうち、いずれか少ない額とする。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。